

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
村上工業株式会社	愛媛県大洲市若宮528-1

### 2. 指名停止措置期間

令和6年6月3日 から 令和6年7月2日 まで（1ヵ月）

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

四国地方整備局大洲河川国道事務所発注の「令和4年度 肱川橋架替迂回路仮橋撤去工事」において、受注者である村上工業(株)の使用人が仮橋の撤去に伴い発生した鋼材の一部を持ち出し、私的に売却していたことから、受注者は完成期限までに発注者への引き渡しができず、その結果、工事が一部不履行となった。

### 5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第4号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第4号に該当し、措置を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

#### <措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工にあたり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 山本 隆 (内線2511)

総務部経理調達課長 岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課建設専門官 森崎 貴司 (内線2512)